

平成21年度業務実績評価の際、評価委員会から指摘された事項  
 に対するの対応状況調査表

	評価委員会からの指摘事項	対応状況
1	<p>1. 業務運営の効率化に関する事項            業務運営の効率化に対して最大限の努力によって取り組んでいると高く評価できる。効率化はかなり進んでいるが、今後、<u>より一層の効率化がかえって国民へのサービス低下を招かぬよう留意する必要がある。</u></p>	<p>・館内に既存事務・事業見直しのための担当チームを設置し、業務フローや事務処理手順の洗い出しと見直しを実施した。当該見直し結果を平成23年度予算に的確に反映(減額)させたほか、常勤職員2名の削減を行うなど、各般の効率化に取り組んだ。</p> <p>一方で、平成23年度の公文書管理法の全面施行に向けて、館に求められる機能を十全に実施するため、平成23年度政府予算案に、常勤職員8名に係る新規定員化措置を計上したほか、既存の組織体制にとらわれない作業グループを柔軟に編成するなど各般の工夫を行い、国民に対するサービスの一層の向上に努めているところ。</p>
2	<p>2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項            (1) 体制整備の検討            法の執行において館に求められる新たな機能や、想定される膨大な業務量を考えれば、今後、<u>更なる体制拡充に向けた取組が早急に望まれる。</u>今後、総人件費改革を踏まえた常勤職員数の計画的な削減に対応しながらも、<u>本来必要な専門家職員を削ることがないよう求めたい。</u>さらに、<u>専門職員の将来的なあり方について、早急な具体像の提示が求められる。</u></p>	<p>・昨年度に引き続き、非常勤の専門職員(公文書専門員)9名の採用を行った。</p> <p>常勤職員に関しては、2名の計画的定員削減を行う一方、公文書管理法の全面施行に向けて、平成23年度政府予算案に、常勤職員8名に係る新規定員化措置を計上し、採用のための選考審査等、準備を行った。当該新規定員の採用に当たっては、専門職員の育成及び一定のキャリアパス形成という観点も踏まえ選考を行い、昨年度及び今年度に採用を行った公文書専門員(非常勤)の中から採用された。</p> <p>さらに、館の組織体制を見直し、上記新規定員の効率的配置、企画部門及び利用審査の充実化のための組織の新設と人員の再配置について検討を行い、成案を得た。</p> <p>専門職員の在り方に関しては、各種の研修や業務上の研究課題等を討議するための会議、国際会議や海外出張における業務執行を通じたOJTなどによりその育成に努めるほか、現下の厳しい財政状況にお</p>

		いても、時宜を捉えて、可能な限り体制整備・拡充のための取組に努めたい。
3	<p>(2) 歴史公文書等の受入れ、保存、利用その他の措置</p> <p>① 受入れのための適切な措置</p> <p>歴史公文書等の移管の重要性の周知・・・(略)・・・パンフレット「公文書の管理と移管」や「公文書移管関係資料集」・・・(略)・・・配布・周知徹底を図ったことは、各府省における法の円滑な施行準備に大いに資するものと考えられ、<u>今後も更なる積極的な取組を期待したい。</u></p>	<p>・平成21年度に引き続き、移管対象の全ての行政機関の他、新たに司法行政文書の移管計画の作成を行う最高裁判所に出向き、歴史公文書等の移管の重要性等について説明を行った。</p> <p>・電子公文書等の移管・保存・利用や利用制限情報の変更点等、公文書管理法施行に伴う新たな取組や重要な変更点を追加したパンフレット「公文書の管理と移管」や、最高裁判所との移管の定め等の内容を追加した「公文書移管関係資料集」を作成して使用した。</p> <p>・内閣府公文書管理課職員による公文書管理法の説明や地方支分部局対象の説明会の開催、電子公文書等の移管・保存・利用の仕組みについての説明など、各省庁の要請に応じた内容となるよう工夫した。</p> <p>・公文書管理法施行に伴うレコードスケジュールの導入準備のため、内閣府とともに積極的に各府省等に出向き、移管すべき文書の類型等について説明を行った。</p> <p>・公文書管理法施行後においても、これまでの取組みの蓄積の上に、新たな内容を加味し、各府省の実態と要請内容を踏まえた研修会が開催できるよう、きめ細かな対応をめざしていくこととしたい。</p>
4	<p>② 保存のための適切な措置</p> <p>平成 23 年度からの電子公文書等の移管・保存の開始・・・(略)・・・<u>スムーズな開始に向けて、引き続き適切な取組を期待したい。</u></p>	<p>・平成23年度からの電子公文書等の移管・保存のスムーズな開始に向けて、平成22年度においては、以下の取組みを行った。</p> <p>「電子公文書等の移管・保存・利用システム」の設計・開発を行うなど、システム構築等に係る業務を実施した。</p> <p>上記システムの利用方法に関するマニュアルを作成し、府省等へ訪問説明を行った。</p> <p>なお、システム構築に並行して、電子公文書等の移管当日までの準備作業に係る説明資料を作成し、各府省に配布、訪問説明を行った。</p> <p>平成23年度においては、平成22年度移管計画に基づく電子公文書等の受入れ、</p>

		長期保存等の業務を行うなど、引き続き適切な取組を行うこととしている。
5	<p>③ 一般の利用に供するための適切な措置  <u>…あらゆる機会を利用した広報の努力は評価できるものであり、今後も引き続いて精力的な取組を期待したい。</u></p>	<p>・公文書管理法制を特集した『ジュリスト』(No.1419)に関して、役職員による鼎談や寄稿に応じ、法の施行に向けた館の取組についての積極的な情報発信に努めたほか、法施行後の円滑な運用に備え、ホームページの利用案内や館紹介のパンフレットの改訂及び見直しを実施した。</p> <p>・韓国国家記録院主催の国際アーカイブズ文化展示会へ精力的に参加し、館が所蔵する主な資料や韓国との交流を示す資料(レプリカ)を数多く展示した。会場では館を紹介するパネル展示やDVD上映と共に、デジタルアーカイブ、アジ歴のデモンストレーションを行うなどして、海外への情報発信にも努めた。</p>
	<p>同上  公文書管理法の施行後における移管文書の増大も見据え、<u>保存環境の準備や公開基準の見直しなど計画的な作業が進められており、今後一層利用者の利便性を高めることが望まれる。</u></p>	<p>・今後一層利用者の利便性を高めるため、以下のとおり取り組んだ。</p> <p>公文書管理法の施行に備えるため、公開基準を見直し、新たに審査基準を策定するとともに、既移管の歴史公文書等のうち、要審査文書について積極的な審査を行い、可能な限り公開区分とした。</p> <p>また、非公開とされていた恩給裁定原書については、区分変更に係る調査を実施した。</p>
6	<p>④ デジタルアーカイブ化の推進  <u>全国の公文書館等のデジタルアーカイブ化の推進…(略)…今後も各公文書館の状況に応じた一層の支援を期待する。</u></p>	<p>・平成21年度に引き続き、全国の公文書館等におけるデジタルアーカイブ・システムの標準仕様書等について、全国の公文書館等を訪問し、説明等を実施した。(計13機関)</p> <p>説明会を開催した際には、当該地方公文書館に加え、文書主管課、類縁機関、周辺自治体等の関係者の参加を呼びかけ、広く周知を図った。</p>
7	<p>⑥ 利用者の利便性向上のための所在情報の提供  …「ぶん蔵」の認知度アップが図られたことは評価できる。<u>今後一層利用者の利便性を高めることが期待される。</u></p>	<p>・歴史公文書探求サイト「ぶん蔵」については、平成22年度においては、社会の出来事や時宜をとらえた新着情報の更新を行うこと等により、利用者の関心の高まりや理解促進を目指したサイト展開に努めた。その結果、平成22年度のアクセス件数は、前年度に比べ、約30%増加した。今後も、</p>

		<p>利用者の利便性を高める取組みを継続していくこととしている。</p>
<p>8</p>	<p>⑦ 国際的な公文書館活動への参加・貢献  <u>今後とも、…(略)…情報・意見交換、技術協力などの国際交流・貢献を積極的に展開することを期待する。</u></p>	<p>平成22年度においては、各種の国際会議に参加したほか、以下の活動を通じ、国際交流・貢献を積極的に展開した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・韓国(ソウル)で6月1～6日に開催された国際アーカイブズ文化展示会(IACE2010)に協力し、所蔵資料(レプリカ)の出品、職員によるデジタルアーカイブの実演、リーフレット等資料の配付を通じて館の情報を積極的に発信した。</li> <li>・平成20年から継続しているオマーン国立公文書庁との相互交流の一環として、同庁職員2名を修復技術研修生として12日間受け入れた。</li> <li>・インドネシア西スマトラ州及びアチェ州に職員を派遣して、文化遺産復興支援や文書修復技術研修を行った。</li> <li>・国際公文書館会議(ICA)会長、カナダ国立図書館公文書館長、英国国立公文書館デジタル保存部長等の来館に際し、役職員との意見交換の場を設けた。また、中国遼寧省档案局長、中国第一歴史档案局長等の来館を受け入れ、交流を深めた。</li> <li>・館長等が韓国国家記録院、ノルウェー国立公文書館、パナマ国立公文書館を視察した。</li> <li>・平成23年度においては、特にICA東アジア地域支部(EASTICA)総会及びセミナーを東京で開催することとしている。</li> </ul>
<p>9</p>	<p>⑧ 調査研究  <u>研究連絡会議…(略)…研究紀要「北の丸」など…(略)…今後も館全体の業務運営の中で、着実な調査研究が蓄積されていくことを期待したい。</u></p>	<p>・館における調査研究業務の充実を図り、その成果を館の運営に活用することを目的に平成13年度から開催してきた「研究連絡会議」のあり方を見直した結果、同会議を発展的に解消することとし、新たに「調査研究会議」及び「業務検討会」を開催することとした。</p> <p>・「調査研究会議」は、平成22年度においては2回開催した。同会議における検討の成果は、研究紀要「北の丸」等において公開した。また、「業務検討会」は、6回開催し、業務の内容や進捗状況、課題等を報告するとともに、当該報告について討議を行った。平成23年度においては、調査研究会議にテーマ別の分科会を設け、調査研究の一層の促進を図ることとしている。</p>

10	<p>(3) アジア歴史資料のデータベースの構築及び情報提供  ③ 利用者の利便性向上のための諸方策  国内に所在するアジア歴史資料…(略)…今後は、モニターアンケート結果の分析及び活用、また「アジ歴トピックス」の更なる内容の充実に期待したい。</p>	<p>・平成 21 年度のモニターアンケートを集計、分析し、今後の業務に活用している。これを踏まえ、平成 22 年度に、より詳細な質問項目によるモニターアンケートを実施し、利用者のニーズの把握を行った。</p> <p>・「アジ歴トピックス」については、利用者の検索頻度の高い歴史事項・人名等から新たに 5 項目を選定して紹介資料の追加を行った。また、同コンテンツ内の紹介資料の画像形式は DjVu 形式を主とし、閲覧に特定のソフトを必要としない JPEG 形式を補助として用意していたが、モニターアンケート等において画質の低さや表示サイズ調整ができない点などが指摘されていたため、JPEG 形式の画像は廃止し、表示サイズの変更が可能で高画質、且つ一般的な普及率も高い PDF 形式にすべて差し替えることにより、利便性の向上を図った。</p>
11	<p>4. 人事に関する事項  <u>館の職員として必要な専門的知識や職務の遂行に必須な知識等を習得…(略)…専門職員の国内・海外留学等の機会導入など、今後、さらに検討の余地があると思われる。</u></p>	<p>・各種の研修や業務上の研究課題等を討議するための会議、国際会議や海外出張における業務執行を通じたOJTなどにより専門職員の育成に努めることとしている。また、管理部門における業務経験、関係省庁等との折衝や調整、さらには、テーマ設定等を含めた自律的・総合的な展示企画など、多様な業務活動を通じて専門職員として必要な知識・経験の取得等を促す機会を設定する等の工夫を継続的に行っている。</p> <p>なお、国内外留学の機会導入等に関しては、限られた人的・財政的資源の中で、可能な取組について、今後継続的に検討を行っていきたい。</p>
	<p>同上  法の施行に伴い館に求められる新たな機能や、想定される膨大な業務量を考えれば、<u>今後、更なる体制拡充に向けた取組が早急に求められる。総人件費改革を踏まえた常勤職員数の計画的な削減に対応しながらも、十分な体制確保が望まれる。</u></p>	<p>・昨年度に引き続き、非常勤の専門職員(公文書専門員)9名の採用を行った。</p> <p>常勤職員に関しては、2名の計画的定員削減を行う一方、公文書管理法の全面施行に向けて、平成23年度政府予算案に、常勤職員8名に係る新規定員化措置を計上し、採用のための選考審査等、準備を行った。当該新規定員の採用に当たっては、専門職員の育成及び一定のキャリアパス形成という観点も踏まえ選考を行い、昨年度及び今年度に採用を行った公文書</p>

		<p>専門員(非常勤)の中から採用された。</p> <p>さらに、館の組織体制を見直し、上記新規規定員の効率的配置、企画部門及び利用審査の充実化のための組織の新設と人員の再配置について検討を行い、成案を得た。</p> <p>専門職員の在り方に関しては、各種の研修や業務上の研究課題等を討議するための会議、国際会議や海外出張における業務執行を通じたOJTなどによりその育成に努めるほか、現下の厳しい財政状況においても、時宜を捉えて、可能な限り体制整備・拡充のための取組に努めたい。</p> <p>(項目2の再掲)</p>
12	<p>II. その他の業務実績等に関する評価</p> <p>3. 職員の能力開発等人事管理に関する事項</p> <p>公文書管理法の施行に向け・・・(略)・・・今後、抜本的な体制拡充に向けた取組の強化が必要であり、<u>特に専門職員の処遇についてより一層の検討が求められる。</u></p>	<p>・昨年度に引き続き、非常勤の専門職員(公文書専門員)9名の採用を行った。</p> <p>常勤職員に関しては、2名の計画的定員削減を行う一方、公文書管理法の全面施行に向けて、平成23年度政府予算案に、常勤職員8名に係る新規定員化措置を計上し、採用のための選考審査等、準備を行った。当該新規定員の採用に当たっては、専門職員の育成及び一定のキャリアパス形成という観点も踏まえ選考を行い、昨年度及び今年度に採用を行った公文書専門員(非常勤)の中から採用された。</p> <p>さらに、館の組織体制を見直し、上記新規規定員の効率的配置、企画部門及び利用審査の充実化のための組織の新設と人員の再配置について検討を行い、成案を得た。</p> <p>専門職員の在り方に関しては、各種の研修や業務上の研究課題等を討議するための会議、国際会議や海外出張における業務執行を通じたOJTなどによりその育成に努めるほか、現下の厳しい財政状況においても、時宜を捉えて、可能な限り体制整備・拡充のための取組に努めたい。</p> <p>(項目2の再掲)</p>
13	<p>◎ 総合評価(業務実績全体の評価)</p> <p>今後、新たな公文書管理制度において館がより一層の主導的役割を果たすことができるよう、<u>十分な人員体制の整備に早急に着手することを期待する。</u></p>	<p>・昨年度に引き続き、非常勤の専門職員(公文書専門員)9名の採用を行った。</p> <p>常勤職員に関しては、2名の計画的定員削減を行う一方、公文書管理法の全面</p>

		<p>施行に向けて、平成23年度政府予算案に、常勤職員8名に係る新規定員化措置を計上し、採用のための選考審査等、準備を行った。当該新規定員の採用に当たっては、専門職員の育成及び一定のキャリアパス形成という観点も踏まえ選考を行い、昨年度及び今年度に採用を行った公文書専門員(非常勤)の中から採用された。</p> <p>さらに、館の組織体制を見直し、上記新規定員の効率的配置、企画部門及び利用審査の充実化のための組織の新設と人員の再配置について検討を行い、成案を得た。</p> <p>専門職員の在り方に関しては、各種の研修や業務上の研究課題等を討議するための会議、国際会議や海外出張における業務執行を通じたOJTなどによりその育成に努めるほか、現下の厳しい財政状況においても、時宜を捉えて、可能な限り体制整備・拡充のための取組に努めたい。</p> <p>(項目2の再掲)</p>
--	--	---

※ 項目別評価表に対応状況が記載されている場合は、その旨を記述する。